2019.10.1

観音霊園

勢　見

～霊園のご案内～

- 豊かな緑に囲まれた心安らぐ霊園。
- 宗旨・宗派の自由（一部を除く）。どなたでもご利用いただけます。
- 駐車場を完備しており、お車でお越しの方も安心です。

観音霊園使用規定

第1条　この規定は、当霊園の使用について定めたものです。

第２条　当霊園は墳墓および慰霊碑・供養塔のために使用し、これ以外の目的に使用することは出来ません。当霊園は、宗旨宗派を問わず使用することが出来ます。

第３条　敷地内の共同で使用する場所の設備・管理・保全は当霊園が行います。

第４条　当霊園使用希望者は墓地永代使用申込書に所要事項を記入し、別に定める永代使用料を添えて当霊園の指定する取次所へ申し込んで下さい。

２　当霊園管理受託社は**㈱ぶつだんのもり**です。

第５条　永代使用料を納められると同時に墓地永代使用承諾証書をお渡しいたします。

２　墓地永代使用承諾証に記載されている事項に変更が生じた時は、直ちに霊園管理者まで届け出て下さい。

３　墓地使用者はいかなる場合においても、墓地永代使用権を有償無償にかかわらず、墓地の祭祀を継承する正統相続人以外の第三者に譲渡することはできません。万一譲渡された場合は、直ちに墓地永代使用承諾を取消し原状に復していただきます。

４　上記の正統相続人が墓地永代使用権を承継したときは、すみやかに霊園管理者まで届け出て下さい。

第６条　墓地永代使用権を放棄する場合はその旨届け出て下さい。お骨のある場合は使用者の責任で６カ月以内に移転し、原状に復して下さい。

２　前項の場合永代使用権は当霊園に帰属し、既納の墓地永代使用料と管理料は返還致しません。また６カ月を経過してなお移転されない場合は当霊園で移転・承継合祀し、跡地を原状に復します。

３　前項の当霊園が行った整備費用は実費の支払いをして下さい。

第７条　墓石等の建立に際しては、事前に当霊園所定の書式で届け出て承諾を受けて下さい。

２　工事については尊厳維持のため必要な制限を行い、措置を指定することがあります。

３　墓石等の建立に際しては、当霊園管理石材店のほかは施工することが出来ません。

４　当霊園管理石材店は、**㈱ぶつだんのもり**です。

５　墓地永代使用承諾を受けた人は、正当な理由がない限り、使用承認の日から６カ月以内に当霊園指定の廻石工事をして下さい。

第８条　当霊園には土葬をすることは出来ません。

２　埋葬に当っては市・町・村長発行の死体（死胎）火葬許可書、改葬に当っては改葬許可書を提出して下さい。

第９条　次の場合墓地永代使用の承諾を取消し、または永代使用権を放棄されたものとして取り扱います。

(1) 本文各条項に違反したとき。

(2) 管理料を３カ年以上納付せず応答が無いとき。

(3) 使用者である法人が解散し、承継する者が無いとき。

(4) 使用者が死亡または所在不明となったあと、別に定める手続きにより墓地の祭祀を継承する者の届け出がなされないとき。

(5) 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、甚だしく近隣の迷惑になるような行為をしたとき。

第 10 条　第９条の場合には墓地永代使用権は当霊園に帰属し、既納の墓地永代使用料と管理料は返還いたしません、また６カ月を経過してもなお移転されない場合は、お骨を当霊園において移転合祀し永代に供養し、墓石などを取り片付け跡地を原状に復すことがあります。

2　前項の場合の当霊園が行った整備費用は実費の支払いをして下さい。

第 11 条　墓地・墓石その他使用者の責による損傷及び天災地変による使用地の損傷については使用者の負担とします。ただし、共同使用の場所での損傷は使用者の責によるもの以外はこの限りではありません。

第 12 条　将来墓地埋葬等に関する法律が改正されたときは、この規定も改正することがあります。

【付則】

この規則は 2016 年 2 月 12 日から施行する。

管　理　料　規　定

第 1 条　墓地使用者は、墓苑内諸施設の管理保全を行うために次の管理料を納入して下さい。

第 2 条　管理料は植え込み・花壇・駐車場・参道・水汲場等の共同使用場所の管理費に充てられるものです。

管理料は**申し込み時より**下記金額に基づき納入していただきます。

第 3 条　管理料は以下の通りに定めます。

2.0 ㎡未満墓地　１区画につき　年間 5，100 円

2.5 ㎡未満墓地　１区画につき　年間 6，120 円

2.5 ㎡以上墓地　１㎡につき　　年間 2，550 円の割で前納していただきます。

原則として初年度は墓地代金と同時に納入していただき、次回より、毎年 1 月に銀行振替にて納入していただきます。

永代管理については、規定の永代管理費を一括で支払うことにより、永代管理墓地とします。ただし、既納の管理費は返還いたしません。

第 4 条　管理料は諸物価の変動のあった時は変更いたしますからご承知おき下さい。

墓　石　建　立　規　定

［墓石の形態と高さ規制］

第1条　各ゾーン毎に定められたデザイン及び高さの範囲内で建立してください。

第2条　このえゾーンの納骨台高さは４５㎝以下とします。

［墓石の移転、移設工事］

第1条　石材の種類と建立年月による移設規制

1. 撫養石、コンクリート製、その他御影石以外の材質を使用した墓石は移転出来ません。
2. 御影石製納骨台で、磨きなしの場合は納骨台のみ新設していただきます。
3. 寄せ墓における真石（棹石）の移設は受け入れません。
4. 建立年月による洗浄又は磨き直し処理の義務
   建立 10 年未満の墓石・・・・・・Ｓ洗浄施工をした上で移設してください。
   建立 10 年以上経過した墓石・・・磨き直し加工をした上で移設してください。
5. 移転・移設の際には、**移転入山料**として **10 万円納入**いただきます。（台石新設の場合は 5 万円）

［納骨に当たって］

第１条　納骨に当っては市・町・村長発行の死体（死胎）火葬許可書、改葬に当っては改葬許可書を霊園事務所へ提出して下さい。霊園においてファイル管理いたします。

管　理・サービス　規　定

［清掃管理］

第1条　卒塔婆は１年を目途に回収のうえ焼却処分いたします。

第2条　枯れた花や古くなったお供え物は、霊園環境に配慮し回収いたします。

［管理サービス諸費用］（税別）

諸費用一覧

1. 僧侶紹介手数料（開眼供養・回忌供養・埋葬供養・改葬供養） 僧侶へのお礼（お布施）は直接お渡しください	10,000
2. 卒塔婆（4 尺以内）	4,200
3. 焼香台使用料（納骨サービス一式貸出お手伝い）	6,000
4. 各種証明書発行手数料（分骨・改葬証明）	5,000
5. 墓所使用承諾証名義変更・再発行	10,000

洗浄・墓参り代行

1. 年間 4 回墓参り代行（墓石洗浄・供花）	50,000

勢見　観音霊園

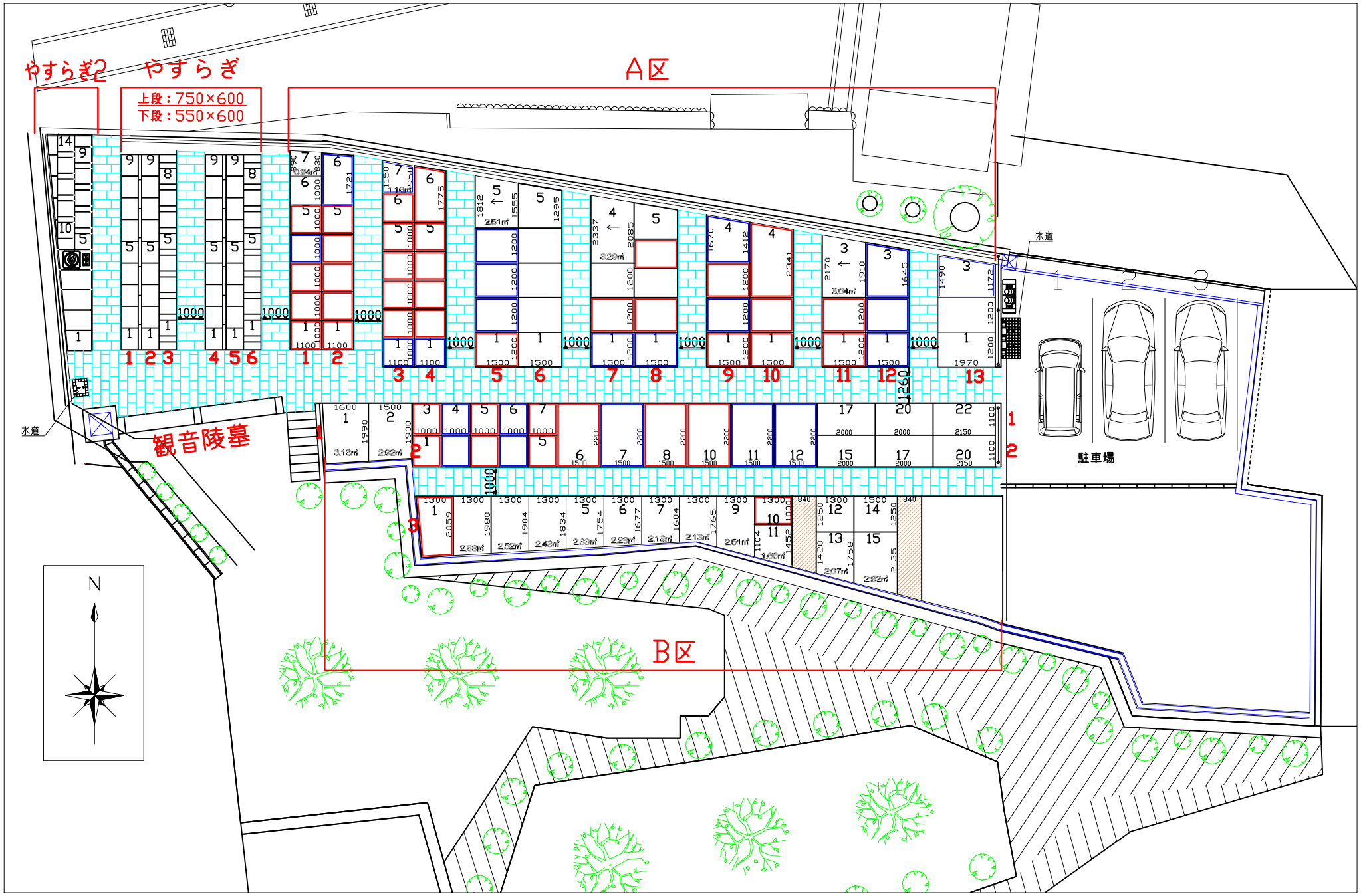

観音霊園墓地・廻石価格表

A 区

[1列～ 4列 このえゾーン 洋墓・このえ]
[5列～13列 フリーゾーン 洋墓・このえ・三宝台]

2019年10月改定 （消費税10%含む）

区画番号	永代使用料	廻石価格	消費税10%	合計	管理料
1列 6号	1.0 ＊ 1.1 1.10 ㎡ 60 万 660,000	B-4タイプ 月花石 磨き 124,000 （ 11.4 ＋ 1 ）	12,400	東・西向き 796,400	年間 5,100
13列 1号 角地	1.2 ＊ 1.97 2.36 ㎡ 70 万 1,652,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 280,000 （ 26 ＋ 2 ）	28,000	西向き 1,960,000	年間 6,120
13列 2号	1.2 ＊ 1.97 2.36 ㎡ 60 万 1,416,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 280,000 （ 26 ＋ 2 ）	28,000	西向き 1,724,000	年間 6,120
1列 7号変形地	0.86 ＊ 1.1 0.95 ㎡ 60 万 570,000	B-4タイプ 月花石 磨き 117,000 （ 10.7 ＋ 1 ）	11,700	西向き 698,700	年間 5,100
5列 5号変形地	1.68 ＊ 1.5 2.52 ㎡ 60 万 1,512,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 307,000 （ 28.7 ＋ 2 ）	30,700	西向き 1,849,700	年間 6,400
7列 4号変形地	2.21 ＊ 1.5 3.32 ㎡ 60 万 1,992,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 354,000 （ 33.4 ＋ 2 ）	35,400	西向き 2,381,400	年間 8,500
11列 3号変形地	2.04 ＊ 1.5 3.06 ㎡ 60 万 1,836,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 336,000 （ 31.6 ＋ 2 ）	33,600	西向き 2,205,600	年間 7,800

B 区

[1列 3号～7号 2列 1号～5号 3列 10～13号 このえゾーン 洋墓・このえ]
[1列 1・2号 2列6～12号 3列 1号～9号、14号～15号 フリーゾーン 洋墓・このえ・三宝台]

1列 1号角地変形	1.5 ＊ 2.0 3.00 ㎡ 70 万 2,100,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 324,000 （ 29.4 ＋ 3 ）	32,400	北向き 2,456,400	年間 7,700
1列17・20号 2列15号	2.0 ＊ 1.1 2.20 ㎡ 60 万 1,320,000	B-4タイプ 月花石 磨き 196,000 （ 17.6 ＋ 2 ）	19,600	1,535,600	年間 6,120
3列 2号変形地	1.3 ＊ 2.02 2.63 ㎡ 60 万 1,578,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 304,000 （ 28.4 ＋ 2 ）	30,400	北向き 1,912,400	年間 6,700
3列 3号変形地	1.3 ＊ 1.94 2.52 ㎡ 60 万 1,512,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 286,000 （ 26.6 ＋ 2 ）	28,600	北向き 1,826,600	年間 6,400
3列 4号変形地	1.3 ＊ 1.87 2.43 ㎡ 60 万 1,458,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 282,000 （ 26.2 ＋ 2 ）	28,200	北向き 1,768,200	年間 6,120
3列 5号変形地	1.3 ＊ 1.79 2.33 ㎡ 60 万 1,398,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 277,000 （ 25.7 ＋ 2 ）	27,700	北向き 1,702,700	年間 6,120
3列 6号変形地	1.3 ＊ 1.71 2.22 ㎡ 60 万 1,332,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 272,600 （ 25.3 ＋ 2 ）	27,260	北向き 1,631,860	年間 6,120
3列 7号変形地	1.3 ＊ 1.64 2.13 ㎡ 60 万 1,278,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 268,000 （ 24.8 ＋ 2 ）	26,800	北向き 1,572,800	年間 6,120
3列 8号変形地	1.3 ＊ 1.64 2.13 ㎡ 60 万 1,278,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 272,200 （ 25.2 ＋ 2 ）	27,220	北向き 1,577,420	年間 6,120
3列 9号変形地	1.3 ＊ 1.93 2.51 ㎡ 60 万 1,506,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 287,600 （ 26.8 ＋ 2 ）	28,760	北向き 1,822,360	年間 6,400
3列 11号変形地	1.28 ＊ 1.30 1.66 ㎡ 60 万 996,000	B-4タイプ 月花石 磨き 157,100 （ 13.7 ＋ 2 ）	15,710	東向き 1,168,810	年間 5,100
3列 12号角地	1.25 ＊ 1.30 1.63 ㎡ 70 万 1,141,000	B-4タイプ 月花石 磨き 152,500 （ 13.3 ＋ 2 ）	15,250	西向き 1,308,750	年間 5,100
3列 13号変形地	1.59 ＊ 1.30 2.07 ㎡ 60 万 1,242,000	B-4タイプ 月花石 磨き 171,400 （ 15.1 ＋ 2 ）	17,140	西向き 1,430,540	年間 61,200
3列 14号角地	1.25 ＊ 1.50 1.88 ㎡ 70 万 1,316,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 254,600 （ 23.5 ＋ 2 ）	25,460	東向き 1,596,060	年間 5,100
3列 15号変形地	1.94 ＊ 1.50 2.91 ㎡ 60 万 1,746,000	B-3タイプ 貼石月花石 磨き 329,400 （ 30.9 ＋ 2 ）	32,940	東向き 2,108,340	年間 7,400

※ 墓地価格は、60万円/㎡ 角地は10万円/㎡プラス

※ 管理料については、
2.0㎡未満墓地 1区画につき 年間 5,100円
2.5㎡未満墓地 1区画につき 年間 6,120円
2.5㎡以上墓地 1㎡につき 年間 2,550円 の割で申し込み時より、前納いただきます
原則として初年度は墓地代金と同時に納入していただき、次回より、毎年1月に銀行振替にて納入していただきます。
表示価格は10%の消費税を含んでいます。税率改定の場合は、管理料は変動致します。ご承知おきください。

※ 永代管理については、管理費50年分を一括で支払うことにより、永代管理墓地とします。ただし、既納の管理費は返還いたしません。

観音霊園永代管理規定

第1条　　この規定は、当霊園の使用について定めたものです。

第 2 条　当霊園は墳墓および慰霊碑・供養塔のために使用し、これ以外の目的に使用することは出来ません。当霊園は、宗旨・宗派を問わず使用することが出来ます。

第 3 条　敷地内の共同で使用する場所の設備・管理・保全は当霊園が行います。

第 4 条　1　当霊園使用希望者は墓地使用申込書に所要事項を記入し、別に定める料金を添えて当霊園の指定する取次所へ申し込んで下さい。

2　当霊園管理受託社は㈱ぶつだんのもりです。

第 5 条　永代使用料・永代管理料を納められると同時に墓地永代使用・管理承諾証をお渡しいたします。永代管理料全額納入後は管理料の請求はいたしません。

第 6 条　墓地・墓石その他使用者の責による損傷及び天災地変により使用地の損傷については使用者の負担とします。ただし、共同使用の場所での損傷は使用者の責によるもの以外はこの限りではありません。また、永年経過に伴い墓石の傷みが激しく、陳腐化した場合は、祭祀継承者と相談の上霊園内施設に合祀することがあります。

第 7 条　将来墓地埋葬等に関する法律が改正されたときは、この規定も改正することがあります。

【付則】

この規則は 2016 年 2 月 12 日から施行する。

観音霊園

永代管理墓

観音陵墓

※墓石、永代管理料、文字彫刻代金には消費税が必要になります。

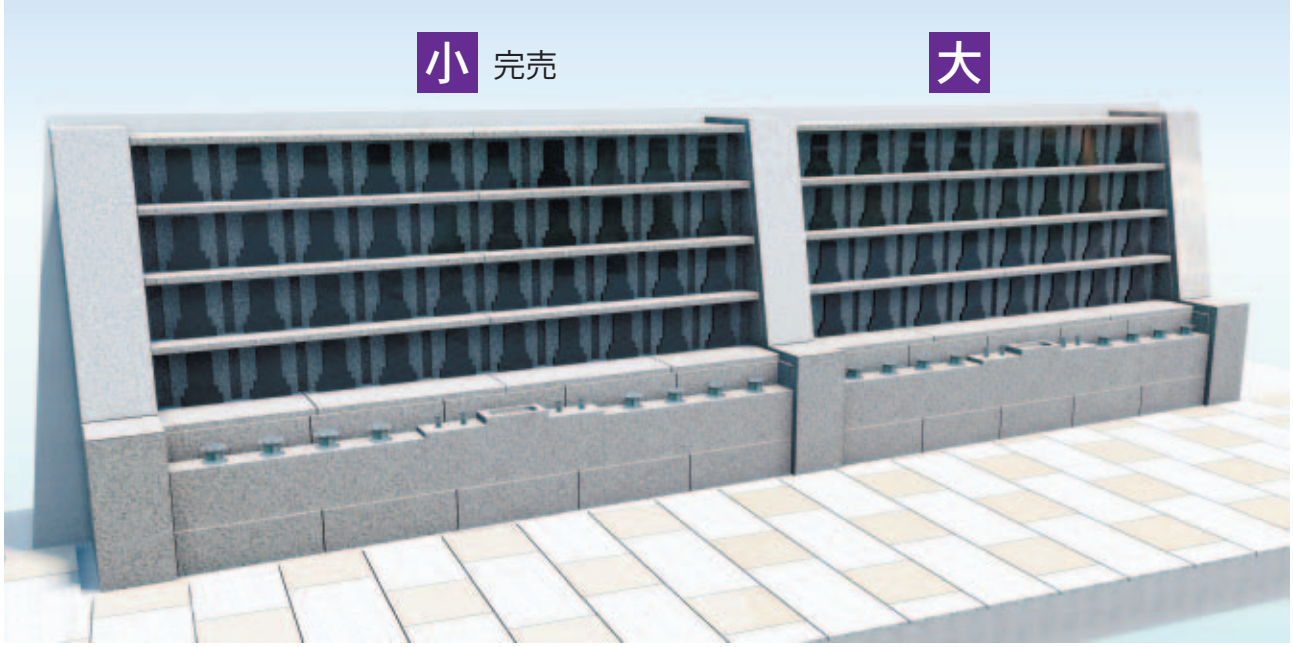

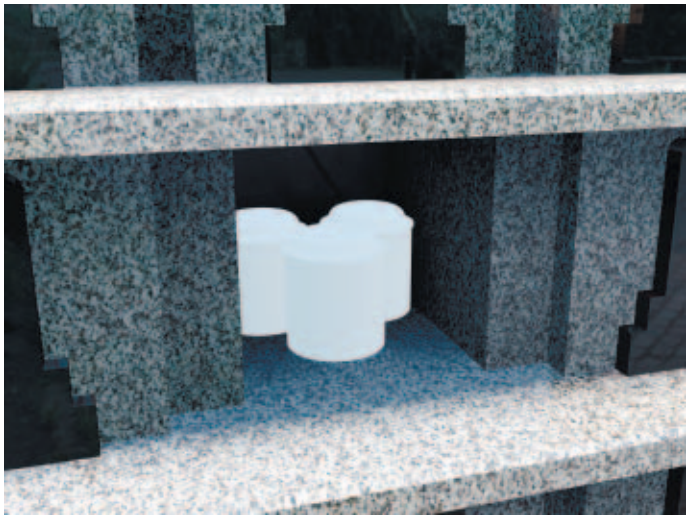

大 ■総額・・・・・・・40万円（税抜）

●永代管理料・・・15万円

●聖　　地・・・ 7万円

●永代管理墓・・・18万円

+文字彫刻代金 2万円

税込総額 455,000円

◆納骨部サイズ：幅210×奥180×高220mm

3寸骨壺3個まで収容可能です。

◆プレート寸法：幅105×高200mm

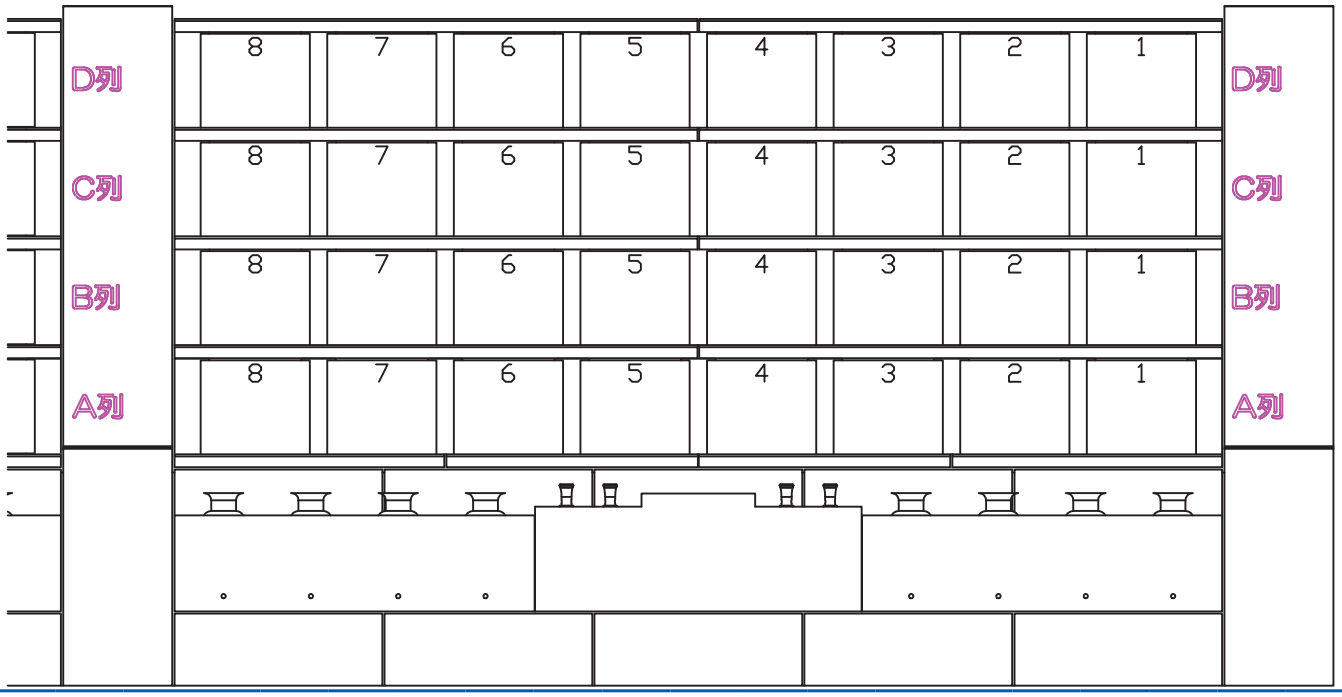

永代管理墓

やすらぎ

※墓石、永代管理料には消費税が必要になります。
※文字彫り、据付費、付属金具込みの価格になります。

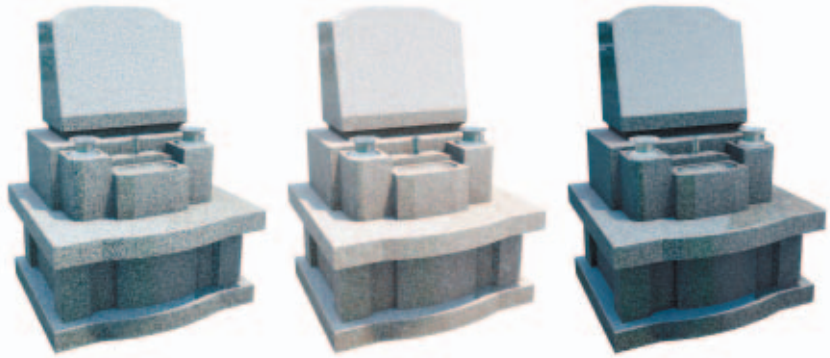

石種：中島石・桃珊瑚・天精石からお選びいただけます。

上段 5列

■総額・・・・**100**万円（税抜）

●永代管理料・・・20万円
●聖　　地・・・25万円
●墓　　石・・・55万円

税込 1,075,000円

3寸骨壺11個まで収容可能です。
◆墓石寸法：幅600×奥570×高840mm

永代管理墓

やすらぎ２

※墓石、永代管理料には消費税が必要になります。
※文字彫り、据付費、付属金具込みの価格になります。

石種：桃珊瑚

小上段 12・13号

■総額・・・・・**85**万円（税抜）

●永代管理料・・・20万円
●聖　　地・・・20万円
●墓　　石・・・45万円

税込 915,000円

3寸骨壺6個まで収容可能です。
◆墓石寸法：幅450×奥540×高780mm

勢見　観音霊園　永代管理墓やすらぎ

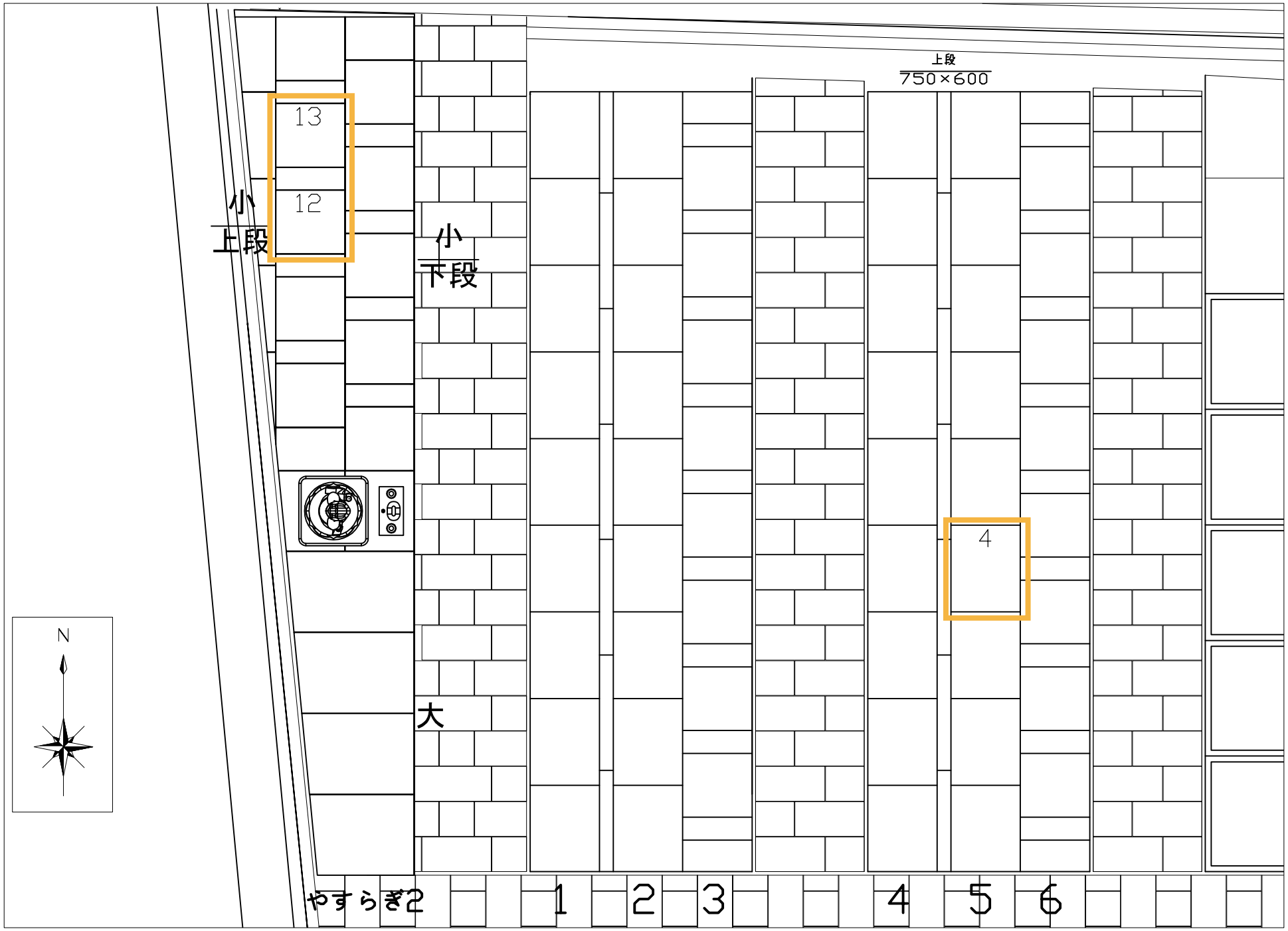

勢見　観音霊園

●住所：徳島県徳島市勢見町2丁目

お問い合わせ・
お申込みは（本店）　**0120-48-1115**